

新（平成26年8月14日農林水産省告示第1100号）	旧																
<p>別表1（第1条、第2条関係）</p> <p>1 ベーコン類（ベーコンを除く。）、骨付きハム、ラックスハム及びソーセージ（ポロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージを除く。）</p> <p>別記様式1</p> <p>(1) 格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="120 560 1097 1463"> <thead> <tr> <th data-bbox="120 560 873 692">区 分</th> <th data-bbox="873 560 1097 692">格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="120 692 873 890">マカロニ類、異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖、即席めん（めん重量が50g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合及び生タイプ即席めんにあつてはめん重量が135g入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。）、植物性たん白、食用精製加工油脂、全糖ぶどう糖並びにパン粉</td> <td data-bbox="873 692 1097 890">20mm以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 890 873 1289">ベーコン類（ベーコンを除く。）、骨付きハム及びラックスハム、ソーセージ（ポロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージを除く。）、醸造酢（500ml入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、豆乳類（500ml入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、マーガリン類（115g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。）、干しめん、農産物漬物（300g入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、ショートニング、精製ラード並びに果実飲料（1、800ml入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）</td> <td data-bbox="873 890 1097 1289">15mm以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 1289 873 1463">炭酸飲料（びんのふたに格付の表示を付する場合を除く。）、トマト加工品（トマトケチャップを除く。）、風味調味料、乾燥スープ、ドレッシング、即席めん（めん重量が50g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合及び生タイプ即席めんにあつてはめん重量が135g入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、削りぶ</td> <td data-bbox="873 1289 1097 1463">10mm以上</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径	マカロニ類、異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖、即席めん（めん重量が50g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合及び生タイプ即席めんにあつてはめん重量が135g入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。）、植物性たん白、食用精製加工油脂、全糖ぶどう糖並びにパン粉	20mm以上	ベーコン類（ベーコンを除く。）、骨付きハム及びラックスハム、ソーセージ（ポロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージを除く。）、醸造酢（500ml入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、豆乳類（500ml入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、マーガリン類（115g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。）、干しめん、農産物漬物（300g入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、ショートニング、精製ラード並びに果実飲料（1、800ml入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）	15mm以上	炭酸飲料（びんのふたに格付の表示を付する場合を除く。）、トマト加工品（トマトケチャップを除く。）、風味調味料、乾燥スープ、ドレッシング、即席めん（めん重量が50g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合及び生タイプ即席めんにあつてはめん重量が135g入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、削りぶ	10mm以上	<p>別表1（第1条、第2条関係）</p> <p>1 ベーコン類（ベーコンを除く。）、骨付きハム、ラックスハム、<u>ソーセージ</u>（ポロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージを除く。）<u>及び混合ソーセージ</u></p> <p>別記様式1</p> <p>(1) 格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1151 560 2128 1463"> <thead> <tr> <th data-bbox="1151 560 1904 692">区 分</th> <th data-bbox="1904 560 2128 692">格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1151 692 1904 890">マカロニ類、異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖、即席めん（めん重量が50g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合及び生タイプ即席めんにあつてはめん重量が135g入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。）、植物性たん白、食用精製加工油脂、全糖ぶどう糖並びにパン粉</td> <td data-bbox="1904 692 2128 890">20mm以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 890 1904 1289">ベーコン類（ベーコンを除く。）、骨付きハム及びラックスハム、ソーセージ（ポロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージを除く。）<u>及び混合ソーセージ</u>、醸造酢（500ml入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、豆乳類（500ml入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、マーガリン類（115g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。）、干しめん、農産物漬物（300g入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、ショートニング、精製ラード並びに果実飲料（1、800ml入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）</td> <td data-bbox="1904 890 2128 1289">15mm以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 1289 1904 1463">炭酸飲料（びんのふたに格付の表示を付する場合を除く。）、トマト加工品（トマトケチャップを除く。）、風味調味料、乾燥スープ、ドレッシング、即席めん（めん重量が50g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合及び生タイプ即席めんにあつてはめん重量が135g入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、削りぶ</td> <td data-bbox="1904 1289 2128 1463">10mm以上</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径	マカロニ類、異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖、即席めん（めん重量が50g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合及び生タイプ即席めんにあつてはめん重量が135g入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。）、植物性たん白、食用精製加工油脂、全糖ぶどう糖並びにパン粉	20mm以上	ベーコン類（ベーコンを除く。）、骨付きハム及びラックスハム、ソーセージ（ポロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージを除く。） <u>及び混合ソーセージ</u> 、醸造酢（500ml入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、豆乳類（500ml入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、マーガリン類（115g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。）、干しめん、農産物漬物（300g入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、ショートニング、精製ラード並びに果実飲料（1、800ml入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）	15mm以上	炭酸飲料（びんのふたに格付の表示を付する場合を除く。）、トマト加工品（トマトケチャップを除く。）、風味調味料、乾燥スープ、ドレッシング、即席めん（めん重量が50g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合及び生タイプ即席めんにあつてはめん重量が135g入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、削りぶ	10mm以上
区 分	格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径																
マカロニ類、異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖、即席めん（めん重量が50g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合及び生タイプ即席めんにあつてはめん重量が135g入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。）、植物性たん白、食用精製加工油脂、全糖ぶどう糖並びにパン粉	20mm以上																
ベーコン類（ベーコンを除く。）、骨付きハム及びラックスハム、ソーセージ（ポロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージを除く。）、醸造酢（500ml入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、豆乳類（500ml入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、マーガリン類（115g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。）、干しめん、農産物漬物（300g入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、ショートニング、精製ラード並びに果実飲料（1、800ml入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）	15mm以上																
炭酸飲料（びんのふたに格付の表示を付する場合を除く。）、トマト加工品（トマトケチャップを除く。）、風味調味料、乾燥スープ、ドレッシング、即席めん（めん重量が50g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合及び生タイプ即席めんにあつてはめん重量が135g入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、削りぶ	10mm以上																
区 分	格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径																
マカロニ類、異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖、即席めん（めん重量が50g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合及び生タイプ即席めんにあつてはめん重量が135g入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。）、植物性たん白、食用精製加工油脂、全糖ぶどう糖並びにパン粉	20mm以上																
ベーコン類（ベーコンを除く。）、骨付きハム及びラックスハム、ソーセージ（ポロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージを除く。） <u>及び混合ソーセージ</u> 、醸造酢（500ml入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、豆乳類（500ml入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、マーガリン類（115g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。）、干しめん、農産物漬物（300g入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、ショートニング、精製ラード並びに果実飲料（1、800ml入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）	15mm以上																
炭酸飲料（びんのふたに格付の表示を付する場合を除く。）、トマト加工品（トマトケチャップを除く。）、風味調味料、乾燥スープ、ドレッシング、即席めん（めん重量が50g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合及び生タイプ即席めんにあつてはめん重量が135g入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、削りぶ	10mm以上																

し、醸造酢（500ml入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、豆乳類（500ml入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰（コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰を除く。）、マーガリン類（115g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース、水産物缶詰及び水産物瓶詰、果実飲料（1,800ml未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合（瓶のふたに格付の表示を付する場合を除く。）に限る。）並びに農産物缶詰及び農産物瓶詰（たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰を除く。）

農産物漬物（300g入り未満の容器又は包装に格付けの表示を付する場合に限る。）

7mm以上

炭酸飲料（瓶のふたに格付の表示を付する場合に限る。）及び果実飲料（瓶のふたに格付の表示を付する場合に限る。）

5mm以上

し、醸造酢（500ml入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、豆乳類（500ml入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰（コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰を除く。）、マーガリン類（115g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース、水産物缶詰及び水産物瓶詰、果実飲料（1,800ml未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合（瓶のふたに格付の表示を付する場合を除く。）に限る。）並びに農産物缶詰及び農産物瓶詰（たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰を除く。）

農産物漬物（300g入り未満の容器又は包装に格付けの表示を付する場合に限る。）

15mm以上

炭酸飲料（瓶のふたに格付の表示を付する場合に限る。）及び果実飲料（瓶のふたに格付の表示を付する場合に限る。）

15mm以上